定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等　施設管理課（玉造クリーン・環境美化）

監査実施期日：　令和3年6月3日
監査結果報告：　令和3年6月18日

指摘事項	改善措置状況	備考
1　全体		
・誤字脱字や記載漏れ，押印・収受印漏れ等のうち，軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完，訂正されたい。	補完・訂正いたしました。	
2　服務関係		
・時間外命令簿において，①勤務命令時間欄及び休憩時間欄の記載漏れが複数見受けられたので，補完されたい(R2,R3・クリーン)。②5月30日について，同一週内で振休取得しなかった分の記載があるが，勤務時間等確認欄下の勤務命令時間欄が8時15分から12時までであるのに対し，振替等25/100欄に4時間と記載されており，不一致があった。また，連動する週休振替簿に始時8時15分，終時12時，時間数4時間の記載があり，実勤務4時間未満に対し振替を行っている。勤務状況報告書の訂正の必要性の有無も含めて確認の上，必要な措置を講じられたい(R3・クリーン)。	①補完済み ②人事厚生係にご指導いただき適正に訂正いたしました。	
・週休振替簿において，1日の振替を4時間の振替欄に記入しているものが複数見受けられたので，適正に事務処理されたい（R2・クリーン）。	全職員に指導徹底いたします。	
3　物品購入関係		
・物品購入関係において，①LPガスの燃料売買契約に当たり，契約方法を1者特命随意契約とし，理由については，地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）を適用しているが，時価に比して著しく有利であるか否かを比較検討するためには，2者以上から見積書を徴する必要があるので，1者からの見積書徴収は不適切な事務処理である。なお，当該予定価格を考慮すれば，同項第1号（地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき）＝契約規則第28条各号に掲げる契約の種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が該当する場合は，第1号が優先適用）。よっ	①周知徹底いたします。	

※　改善措置状況は，指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等　施設管理課（玉造クリーン・環境美化）

監査実施期日：　令和3年6月3日
監査結果報告：　令和3年6月18日

指摘事項	改善措置状況	備考
て，1者特命随意契約を行う場合は，契約規則第29条第1項ただし書き（同項各号いずれか1つ）を適用し，1者から見積書を徴収することになる(R2,R3・クリーン)。②契約保証金の取り扱いについて，規定の引用がないものが複数見受けられた（ガスノズル部品購入，再燃バーナー購入）。契約保証金を免除する場合は，契約伺い及び契約締結報告の起案に根拠規定を明記されたい(R2・クリーン)。	②周知補完済み	
4　業務委託契約 ・業務委託契約において，①ガス組成等分析業務について，同一年度内に同一業者と2回契約していた。聞き取りをしたところ，1回目の契約（3回分析実施）とは別にさらに分析の必要が生じ，2回目の契約を行ったとのことであったが，起案にその経緯が記載されていなかったので，補完されたい。また，いずれも契約方法を1者特命随意契約とし，理由については，契約規則第29条第1項第2号（1人から見積書を徴することが有利と認められるとき）を適用しているが，起案にその具体的内容を記載されたい(R2・クリーン)。②契約保証金の取り扱いについて，規定の引用がないものが複数見受けられた（消防設備管理業務，清掃業務，浄化槽管理業務ほか）。契約保証金を免除する場合は，契約伺い及び契約締結報告の起案に根拠規定を明記されたい(R2,R3・クリーン)。また，契約書の契約保証金の項目を「なし」と記載する例が複数見受けられた（地下重油タンク清掃点検業務，植栽管理業務）。契約規則第38条第1項各号いずれか1つを適用することによって免除となるので，「なし」ではなく「免除」と記載されたい(R2・クリーン)。③消費税に関する届出書，着手届及び業務工程表，管理技術者等通知書の提出がないものが複数見受けられた（消防設備管理業務，農林業系廃棄物投入業務，清掃業務，浄化槽管理業務ほか）。また，受理した書類について，作成日の記載漏れ及び収受印の押印漏れが複数見受けられた（焼却炉点検業務，焼却施設内部及びピット水槽等清掃業務，灰運搬業務ほか）。契約締結に伴う提出書類とその提出期限について確認するとともに，適正に事務処理されたい(R2,R3・クリーン)。	①起案に経緯を記載します。 ②周知補完済み ③周知徹底し事務処理いたします。	

※　改善措置状況は，指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等　施設管理課（玉造クリーン・環境美化）

監査実施期日：　令和3年6月3日
監査結果報告：　令和3年6月18日

指摘事項	改善措置状況	備考
5　修繕・工事関係 ・修繕・工事関係において，①1・2号炉火床板枠等・2号炉給塵装置工事，1・2号炉ろ過式集じん機ろ布交換及びケーシング補修工事について，一部下請負確認書及び下請企業との下請契約の写しが提出されていなかった。受注者から一部下請負承認願と併せて提出される一部下請負確認書の内容を審査し，その結果を工事執行者に報告し，承認決定という事務の流れになるので，適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。②着手届及び工事工程表，現場代理人等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた。事務処理の時系列を整理すると，着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが，現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となる。着手届に記載されている着手日を確認すると，着手日が工期の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから，収受日は契約締結日となる(R2,R3・クリーン)。	①適正に事務処理いたします。 ②事務処理の時系列を理解し適正に処理いたします。	
6　支出負担行為・支出命令関係 ・支出負担行為・支出命令関係において，支出負担行為日に誤りはないが，支出負担行為の事務処理が契約締結日から1か月以上経過しているものが複数見受けられた（再燃バーナー購入，クレーン点検業務，ダイオキシン類測定業務，1・2号空気予熱器清掃装置修繕ほか）。また，支出負担行為の事務処理が完成検査終了以降に行われているものが複数見受けられた（ガス組成等分析業務，バイパスダンパー羽根シール点検修繕，車庫シャッター修繕）。会計事務規則第39条第1項（別表第4）の規定により，支出負担行為として整理する時期は「契約締結するとき」とされている。予算執行の第一段階である支出負担行為は，法令や予算との適合を確認する重要な手続きであるので，適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。	適正に事務処理いたします。	

※　改善措置状況は，指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等　施設管理課（玉造クリーン・環境美化）

監査実施期日：　令和3年6月3日
監査結果報告：　令和3年6月18日

指摘事項	改善措置状況	備考
7　現金出納簿 ・現金出納簿において，①収納後10日以上経過してから入金しているものが散見されるが，公金管理の適正性を欠いている。会計事務規則第24条第２項ただし書きに基づき，収納した日から7日以内に処理されたい(R2・クリーン)。②7月３日入金分について，入金確認印欄に押印漏れがあったので，適正に事務処理されたい(R2・クリーン)。	①適正に入金いたします。 ②補完済み。	
8　処理手数料・実績関係 ・処理手数料・実績関係において，①ごみ処理手数料（後納分）について，請求通知文書の発出月日に手書きで4月30日の記載があり，起案書の決裁日（５月６日）と比較すると決裁完了前に文書発送したようにも見て取れる。また，起案書施行日欄の記載漏れも散見された。文書取扱規程第16条及び第21条の規定に基づき，文書発出等施行の手続きは決裁を経てから行い，文書発送日や事案処理日を施行日欄に記載すること(R2,R3・クリーン)。②一般廃棄物処理手数料後納要綱第８条の規定に基づき，納入通知書に納期限を記載しているが，期限後納付が常態化している納入義務者が複数見受けられたので，業者指導に当たられたい(R2,R3・クリーン)。	①適正に記載いたします。 ②指導いたします。	

※　改善措置状況は，指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。